

# 福岡県栄養士会 栄養ケア・ステーション認定基準規定

## 1. 目的

この認定基準は公益社団法人福岡県栄養士会が栄養ケア・ステーション認定（以下「認定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、申請者の業務内容の把握、適格性、申請書類の確認等をスムーズに行い日本栄養士会における栄養ケア・ステーション認定審査へとつなげていく事を目的とする。

## 2. 認定要件（基準）

- ① 日本栄養士会で規定する認定要件を満たしていること（別紙）
- ② 管理栄養士・栄養士全員が福岡県栄養士会の会員であること尚、責任者（代表者）は栄養士会会員歴5年以上であること。又、会費の未納・滞納がないこと
- ③ 管理栄養士・栄養士全員が福岡県栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者であること。
- ④ 原則として管理栄養士・栄養士全員が生涯教育受講者であり、認定管理栄養士を取得していること、もしくは3年以内に認定管理栄養士取得が可能な者とする。

## 3. 事業者の義務

- ①主たる業務は栄養ケアの業務とし、同業務を適正に実施出来る体制を整えていること。
- ②栄養ケア・ステーション運営の為には幅広い知識が必要な為、福岡県栄養士会が指定する生涯教育を毎年受講する事。
- ③人員構成等、届出事項が変更になった場合は1ヶ月以内に福岡県栄養士会に届け出ること

## 4. 欠格事項

- ①指定業務に関し、過去に違法又は不正な行為を行ったことにより、法令に基づく処罰又は処分の受者が出た場合。
- ②認定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない申請。
- ③事業者、代表者、責任者及び従事者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる場合。
- ④事業者の義務を遂行できない者がいる場合。

## 5. 守秘義務

- ① 栄養ケア・ステーションで知り得た個人の情報は、他に洩らしてはならない。
- ② 個人情報に関わる業務の場合「個人情報の取り扱いに関する同意書」を提出しなければならない。

## 6. その他

業務において事故があった場合、全て指定事業者が責任を負う。業務に関する事故等について福岡県栄養士会では一斉の責任は負わない。

この規定の改正は理事会の決議により行う。

附則

この要綱は平成30年7月18日より施行する

別紙

## 認定の要件 (日本栄養士に準ずる)

1. 事業所は、その主たる業務を次の栄養ケアの業務(以下「指定業務」という。)とし、同業務を適正に実施できる体制を備えていること
  - 指定業務
  - (1)栄養相談((7)、(8)、(9)を除く)
  - (2)特定保健指導
  - (3)セミナー、研修会への講師派遣
  - (4)健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物(献立等)等の提供
  - (5)スポーツ栄養に関する指導・相談
  - (6)料理教室、栄養教室の企画・運営
  - (7)診療報酬・介護報酬にかかる栄養食事指導とこれに関連する業務
  - (8)上記以外の病院・診療所などの医療機関と連携した栄養食事指導
  - (9)訪問栄養食事指導
  - (10)食品・栄養成分表示に関する指導・相談
  - (11)地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務
2. 事業所は、地理的又は施設・設備的に地域住民からのアクセスが容易で、地域住民に上記の指定業務を行ううえで適切な環境を確保できること
3. 事業者において事業所の業務を持続的かつ適正に実施できる経済的裏付けがあること
4. 事業所に、業務に従事する管理栄養士を1名以上、専任で配置すること。また、専任で業務に従事する管理栄養士を責任者とする
5. 責任者は、指定業務のうち事業所が現に行おうとする業務について、1年以上の実務の経験があること
6. 責任者及び従事者は、事業所を設置する都道府県の栄養士会の栄養ケア・ステーションの登録者であること

## 認定申請に必要な書類

- 1) 認定栄養ケア・ステーション 申請書(様式第1号)
- 2) 事業者概況書(添付書類1) 記入例
- 3) 事業所概要(添付書類2)
- 4) 栄養ケアサービスに関わる料金(条件)一覧
- 5) 決算書類もしくは収支予算書
- 6) 事業計画書(添付書類3) 記入例
- 7) 財務諸表(添付書類4、添付書類5) 記入例4、記入例5
- 8) 欠格事由(添付書類6)
- 9) 誓約書(様式第8号)(認定後に提出)
- 10) 申請受理証(様式第10号)
- 11) 申請手数料の振込みを証する写し